

4教総第359号  
令和4年7月19日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
小島 洋一郎 様

愛知県知事 大村 秀章



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和4年7月19日 から 令和9年7月18日 まで